

円借款案件【事後モニタリング】 結果表

国名	チュニジア
案件名	水資源管理事業

I. 案件概要

(1) L/A 承諾額	71.84 億円
(2) L/A 調印日	1999 年 3 月 30 日
(3) 実施機関	農業・水資源・漁業省 ダム・大規模水利土木総局
(4) 事業概要	チュニジア北中部の山間部において小規模ダム及び灌漑施設を建設することにより、灌漑と地下水涵養を通じた農業生産性の向上を図り、もって家畜の飼育頭数の増加や農家所得の向上、ひいては農地の水資源の保全・土壌浸食防止に寄与する。

II. レビュー/モニタリング結果

(1) 事後評価における課題・指摘の概要	事後評価において、各県における小規模ダムの維持管理のための人員・予算の配賦、実施機関と灌漑施設を所管する農業・水資源・漁業省農業土木・水運用総局の連携の不足、灌漑施設の維持管理のための水利費徴収率の改善等が課題として挙げられた。 かかる課題を踏まえた指摘事項として、以下の必要性が挙げられている。 ①現場で蓄積されたダム運営維持管理技術、旱魃等の気候変動対策等を織り込んだ維持管理ガイドラインの策定、②小規模ダムや丘池を専門とする部門や人員の配置や必要な物的・人的手段の整備、③農業・水資源・漁業省関係局間の連携強化、④農民の収入拡大に向けた農民組織の強化。
(2) 対応結果/今後の対処方針/事業目標の達成見込み	事後モニタリングにおいて、一部プロジェクトサイトの視察や現地関係者ヒアリングを通じて情報収集したところ、事後評価時に提言されたガイドライン、人員、予算面については、政府の予算制約等により現時点でも完了していないものの、複数の地方農業開発事務所（CRDA）の関係者間で、ダムや灌漑施設の維持管理や点検等にかかる知見共有や相互指導を行ったり、他ドナー支援でダムの現状診断の実施が計画されている等、上記知見の普及と承継、ダムの適切な維持管理のための取り組みの実施が確認された。かかる自助努力もあり、2014 年の事後評価において、「本事業による小規模ダムの灌漑利用は今後 5-10 年程度と推測されている」との指摘に対し、訪問先県の CRDA によると同県内の対象ダムの多くが事後モニタリング実施時点でも継続的に活用され、灌漑利用されていると確認ができた。以上を踏まえ、継続的な維持管理を行う一定の体制が構築され、事業目標である対象地域の農業生産増、およびその安定的な生産へ寄与していると思料される。
(3) 教訓	

本事業の貸付実行期間中に発生した大旱魃の影響により灌漑施設運営に必要なダム貯水池水量が減少したこと等を勘案し、小規模ダムに併設する灌漑施設整備の事業計画を大幅に変更したが、貸付実行期間中に事業計画を変更した場合、運用・効果指標を適切に見直すことが望ましい。